

統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業交付要綱

6 環 気 総 第 687号

令和7年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、2030年以降の更なる省エネ化のため、都内の既存非住宅において省エネポテンシャル調査を実施する事業者等に対し、東京都(以下「都」という。)が調査に必要な経費を助成するに当たり、必要な事項を定めることを目的にしている。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 省エネポテンシャル調査 建物全体の省エネ性能の把握や現状のエネルギー使用量の把握及び分析による建物固有の課題や改善の余地の抽出により建物の実態に即した最適な改修の提案を実施することを目的とした調査をいう。
- 二 非住宅 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿若しくは寄宿舍以外の建築物又はその部分をいう。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の延べ面積10,000㎡以上の非住宅の省エネポテンシャル調査事業であり、別紙に規定する要件を全て満たすものとする。

(助成対象事業者)

第4条 助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、前条の助成対象事業を実施する者とする。

- 一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
 - ア 民間企業
 - イ 個人事業主
 - ウ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
 - オ 一御案社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - カ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
 - キ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
 - ケ 法律により直接設立された法人
 - コ 一から九までに準ずるものとして知事が適当と認める者
- 二 非住宅を所有していない者の場合は、所有者の許可を得て助成対象事業を実施する者であ

ること。

三 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者

2 助成対象事業者は、以下のいずれにも該当しない者であること。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

四 税金の滞納があるもの、都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

（助成対象期間）

第5条 助成金の交付対象期間は、交付決定の日から当該助成対象事業が全て終了した日又は当該会計年度の3月14日のいずれか早い日までとする。

（助成対象経費）

第6条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は第3条に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

一 建物使用者へのヒアリング、データ収集及び分析、改修計画の提案等に必要となる費用

二 電力量計及び熱量計等のメーターの設置等エネルギーの計測に必要となる費用

（助成金の交付額）

第7条 助成金の交付額は、助成対象経費の2分の1とし、上限額は5百万円とする。

2 前項の場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記第1号様式）に関係書類を添えて東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（手続代行者）

第9条 助成対象事業者は、前条の規定による交付申請に係る手続（第11条、第12条第2項、第13条第1項、第14条、第17条、第19条第1項、第21条、第27条第1項第3号及び5号）の代行を、第三者に対して依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、実施要綱第4条第2項の各号に該当しないものであることとする。

- 3 手続代行者は、この要綱及びその他都が定める交付申請等に係るすべての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業者が円滑に推進できるよう努めなければならない。
- 4 知事は、手続代行者が行う手続について、必要に応じて調査を実施する。
- 5 知事は、前項に基づく調査により、この要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、本事業の代行の停止を求めることができるものとする。

(助成金の交付決定等)

第10条 知事は、第8条1項の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、都の当該年度の予算の範囲内で助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

また、適当と認めない場合は、助成金の不交付を決定し、助成金の不交付を決定し、助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

- 2 知事は、前項の助成金の交付決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(交付決定の変更)

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付決定後において、助成金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに助成金交付変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、助成金交付申請変更承認通知書（別記第6号様式）により助成事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、助成金交付変更不承認通知書（別記第7号様式）により助成事業者に通知する。

- 3 知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(承認事項等)

第12条 助成事業者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

一 助成対象事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変更が生じないとき。

二 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合

- 2 助成事業者は、前項第1号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第8号様式）に、前項第2号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第9号様式）に、必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第10号様式）により助成事業者に通知する。

また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第11号様式）により助成事業者に通知する。

- 4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

(助成事業の承継)

第13条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継したもの（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（別記第12号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することへの承認又は不承認を行い、助成事業承継（承認・不承認）通知書（別記第13号様式）により、承継者へ通知する。

3 知事は前項の規定による承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第14条 助成事業者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事業所の所在地等を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（別記第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第15条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない、ただし、知事の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

（状況報告等）

第16条 知事は、必要があると認められる場合は、助成事業者に対し助成対象事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

2 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該助成事業者に対して適切な指示を行う。

3 前項の報告は、実施状況報告書（別記第15号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第17条 助成事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定に係る会計年度の3月14日までに、完了実績報告書（別記第16号様式）に必要な書類を添えて、知事に事業の実績を報告しなければならない。

（助成金額の確定）

第18条 知事は、前条第1項の規定による完了実績報告書の提出を受け、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（別記第18号様式）により助成事業者に通知する。

2 知事は、第1項の金額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。

（申請等の撤回）

第19条 助成事業者は、助成対象事業に係る知事からの通知の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から14日以内に申請等撤回届出書(別記第19号様式)により、第8条1項、第11条1項、第12条2項に基づく申請又は第17条に基づく完了実績報告を撤回することができる。

(是正措置)

第20条 知事は、第16条の規定による調査等の結果、助成対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成対象事業に適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(助成金の請求及び交付)

第21条 助成事業者は、第18条の規定による助成金の額の確定後、速やかに請求書(別記第20号様式)等を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた場合は助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消し等)

第22条 知事は、助成事業者又は助成対象事業が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- 二 助成金を他の用途に使用したとき。
- 三 助成対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- 四 助成対象事業を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。
- 五 助成金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 六 その他助成金の交付決定の内容、これに付した条件、その他本要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、第18条の規定により助成金の額の確定を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに助成事業者に対してその内容等を通知しなければならない。

(助成金の返還命令)

第23条 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されている場合は、期限を定めてその返還の命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第24条 助成事業者は、前条の規定により助成金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る助成金の受領日から返還日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約加

算金を納付するものとする。ただし、違約加算金額が100円未満の場合又は第22条第1項第3号、第5号に該当する場合は、この限りではない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還命令を受け、返還期限の日までに返還しなかった場合は、返還期限の日の翌日から返還日までの日数に応じ、その未返還額につき年10.95の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、延滞金額が100円未満の場合は、この限りではない。

(違約加算金の計算)

第25条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合、助成事業者の返還した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、納付した違約加算金は当該返還を命じた助成金の未返還額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた助成金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還額を控除した額とする。

(財産処分の制限)

第27条 助成事業者は、助成対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図るものとする。

- 2 助成事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産をこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 助成対象事業を行った非住宅について、当該非住宅の所有者が販売、譲渡又は貸付け等を行う場合

- 二 取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合

- 3 助成事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第24号様式）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

- 4 知事は、処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第25号様式）により、前項の申請をした者（以下、本条において「財産処分申請者」という。）に通知するものとする。

- 5 財産処分申請者は、取得財産の処分が完了したときは、財産処分完了報告書（別記第26号様式）を知事に提出するものとする。

- 6 知事は、前項の報告を基に、補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成29年10月4日付29財主財第138号）第3-1に該当する場合を除き、第3-2により都に返還すべき助成金相当額を算出し、財産処分申請者に通知するものとする。

- 7 財産処分申請者は、前項の額を都に納付するものとする。

(助成対象事業の帳簿等の作成及び保管)

第28条 助成事業者は、助成対象事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他補助事業の実施

の経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、第17条の完了実績報告書を提出した日の属する都の会計年度終了の日から5年間、これを保管するものとする。

(重複受給の禁止)

第29条 第4条第1項に該当する助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都から交付される助成金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。

2 助成対象経費について、国及び他の地方公共団体による助成金の交付を受ける場合にあつては、助成金の交付額と当該助成金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(調査等)

第30条 知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めたときは、助成事業者に対し、助成事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(監督等)

第31条 知事は、助成事業者に対し、助成金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

(事業実績の公表等)

第32条 助成事業者は、都が行う非住宅の改修に関する普及啓発に協力するものとする。

2 都は、助成対象事業によって得られた成果の概要を公表することができるものとする。ただし、当該公表について、当該助成対象事業に係る者から支障がある旨の申し出があったときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第33条 要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月3日から施行する

(別紙)

助成対象事業	助成対象事業の要件
統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャル調査事業	1 改修前の省エネ性能の把握 改修前の設備仕様（機器の構成・台数・定格能力・定格消費電力を含む）や制御システム（制御方法、設定値等）、外皮性能（窓・外壁・天井・床の熱貫流率・日射取得率等）、その他建物のエネルギー消費に関係する主要な設備機器の性能を把握すること。 2 実測データ等に基づく改修前の実態把握 以下(1)から(5)までに掲げる内容を含むエネルギーデータや統合的設計による改修に向けた省エネポテンシャルの検討・把握に必要な項目の実測や推計及び分析を行い、改修において重点的に対策を実施する部分の抽出や改修前の建物運用における各種設定値等の運用状況を把握すること。 (1) 年間のエネルギー消費先別一次エネルギー消費量 (2) 月別のエネルギー消費先別一次エネルギー消費量 (3) 季節別（夏期・冬期・中間期）及び代表週における時刻別の建物負荷 (4) 各種設備及び制御システムの利用状況 (5) 室内の温熱環境（温度や湿度、CO2濃度を含む）及び各種設定値 3 建物関係者の課題認識の把握 建物関係者へのヒアリングやアンケート調査等を実施し、改修前の設備の不具合や居住性等の課題を抽出すること。 4 建物の実態に即した統合的設計による改修方針の検討・提案 上記の1から3までの取組を踏まえて、熱源、空調、照明、外皮等の省エネ性能向上に関する改修内容の検討及びその省エネ効果を把握するとともに、最適なシステムの導入等に向けた取組についてはイニシャルコストやランニングコスト、エネルギー消費量等の比較を用いて提案すること。また、改修を実施しない部分については、その結果に至った経緯を示すこと。 5 改修後における建物のエネルギー消費量等の推計 改修によるエネルギー削減量及び改修後の建物全体のエネルギー消費量を推計し、都が示す省エネ水準等との比較を行うこと。 6 改修の着手 原則、助成対象事業を実施する年度の翌年度から3年度以内に改修に着手すること。